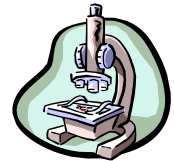


GAP 普及ニュース

《GAPの世界は目まぐるしく変わっています。様々な視点で世界と日本の動きをお知らせし、できるだけ客観的な視点でGAPの普及に関するをお伝え致します。》

『アメリカでトマトからのサルモネラ菌感染、900人超』

アメリカで2008年4月中旬以降、サルモネラ菌による食中毒が各地で発生し、6月3日のFDA（アメリカ食品医薬品局）の発表によれば「16の州で145人が感染し、23人が入院した」ということである。原因はトマトに付着したサルモネラ菌からということであるが、感染源は特定されておらず、マクドナルドやバーガーキング、タコベルなどのアメリカ外食大手やウォルマート、クロガーなどの小売大手はFDAの警告を受け、サルモネラ菌による汚染の可能性が指摘された生食用トマトの取扱いを中止した（6月10日CNN）。その後も感染は全米に広がり続け、CDC（アメリカ疾病予防管理センター）は、7月5日に、「40の州で943人が感染し、130人が入院した」と発表している。



○サルモネラ菌による食中毒とは

サルモネラ菌は、人や動物の腸管内に生息し、食物や水を介して、また直接人から人に感染する細菌で、中毒細菌として古くから知られています。サルモネラ菌による感染症は、胃腸炎を起こす食中毒が最も多く、中でも卵および卵加工品による食中毒が急増しています。日本では、平成8年にO-157（腸管出血性大腸菌）による感染症で10,000人近い患者数がでて大きな社会問題となりましたが、サルモネラ食中毒ではさらに多く、16,334名に達しています。

「サルモネラ菌（感染型食中毒）の特徴」

サルモネラ属の細菌は血清型で2000種以上に分けられるが、その内数10種類が食品毒の原因菌です。この細菌は元々自然界に広く分布し、牛・豚・鶏等の家畜や犬・猫等のペットもこの菌を保有している場合があります。サルモネラ菌は、全国的に多い食中毒の原因菌であり、肉類・卵製品から良く検出されます。特に近年ではサルモネラ菌による鶏卵の汚染が急増し、鶏卵内にもこの菌が良く認められることがあるので注意が必要です。この食中毒は、肉類や鶏卵を用いた食品の加熱不足・不衛生な保管などが原因となり発生する 경우가多く、ネズミやハエなどによっても汚染する場合がありますので注意が必要です。

「食中毒症状と予防のポイント」

中毒症状としては、飲食後、半日から数日で吐き気や腹痛が起こります。その後、発熱と下痢を繰り返します。このような症状が数日続きますが、一般的に一両日で回復に向います。風邪と症状が良く似ているため注意が必要です。

予防のポイントは、①食材を十分に加熱する。②包丁・まな板・布巾などを良く洗い、漂白

殺菌液や熱湯などを用いて充分殺菌する。③調理後は早めに食べ、長時間の保存は避ける。④ペットに触れた後は、十分な手洗いと殺菌を行う。

「財団法人食品分析開発センター<http://www.mac.or.jp/>」より

○サルモネラ菌感染に対するGAP（適正農業管理）は？

アメリカのサルモネラ菌に汚染されたトマトによる今回の食中毒事件を知った JGAP 認証農場（トマト生産者）から、GAP 普及センターに問い合わせがありました。

「トマトのサルモネラ菌汚染に関して GAP で行うべき農業管理はどのようなものですか？」

【お応え】

あなたの農場の農場管理規則（GAP実施手順書）を再確認して下さい。病原細菌からの汚染を避け、食品の安全性を確保するためのルールが既に確立されているはずです。農場管理規則がないか、または内容が不備な場合は、農場管理システムの見直しが必要です。

サルモネラ菌の特徴として「ヒトや動物の腸管内に生息し、食物や水を介して、また直接人から人に感染する」こと、「元々自然界に広く分布し、家畜やペットなどもこの菌をもっている」場合があり、「ネズミやハエ等によっても汚染する」場合がある、ことを考えると、次の1)、2)、3)の管理ポイントでそれぞれ適切に対処することが必要です。

1) 圃場や施設の周辺を良く観察し、汚染の原因になるものがないか確認しましょう。

①家畜の厩肥を使っているか、その土地が汚染されている危険性があるか。

②汚染が疑わしい場合は、土壤の調査、使用する地下水や用水の調査をしましょう。

③家畜の糞尿を使用した堆肥は、その安全性を確認してから使用しましょう。

④周辺で細心の注意を払うべき地域（水路、畜舎、他の耕作地など）があるか確認しましょう。

・水は病原細菌の汚染を拡大することがあります。灌漑に使う水も作物の洗浄に使用する水も、これらのリスクを検討し、対策を立てて農産物の汚染防止に努めましょう。水資源の保全にも努めましょう。

・有害細菌による作物の汚染は、動物の糞尿を用いた有機肥料により起こることがあります。食中毒を起こす O-157 やサルモネラ菌などの病原細菌は動物の腸管内におり、排泄物として汚染源になる場合があります。作物の食用部分が直接有機肥料に触れた場合や、汚染された土壤や水を原因とした間接的な汚染が考えられます。

・有機肥料では、特に伝染病の感染、雑草の繁殖などのリスク、不十分な発酵による寄生虫や病原細菌、重金属などの混入のリスクを検討し、問題があれば、それを解決しなければなりません。堆肥を購入する場合は、検査結果の証明書をもって確認することが必要です。

2) 農産物の収穫、輸送、選別・調製・出荷の作業は農産物が消費者に渡る直前の作業です。生育時点の圃場管理とは異なる農産物商品として十分な衛生管理を実施しましょう。農産物の収穫から出荷までの取扱いの中で衛生リスクを検討し、その対策を手順化しましょう。作業には、作業前に農産物の衛生的な取扱いについて指示し、周知徹底しましょう。調製施設での注意事項はいつでも確認できるよう作業場に掲示しましょう。

リスク検討の結果に基づいた危害回避の手順は、例えば以下のようなものです。

①農産物に病原細菌が付着するのを防ぐために病気や怪我をしている人は作業をしない。②収穫に使用する全ての器材や道具は、病虫害、化学物質、ほこりなどによる汚染を防ぐ。③収穫

用の機器材は定期的に洗浄して清潔にし、適切な場所に適切な方法で保管をする。④収穫用のカゴやコンテナは定期的に洗浄して清潔にし、清掃の日程、手順などを決めておく。⑤選別・調整施設には清潔なトイレと手を洗う設備（水や石鹸）を確保する。⑥トイレの後には必ず手を洗う。⑦作物の汚染を防ぐために、包装施設は整頓・清潔にし、清掃・消毒計画を立てておく。⑧選別で取り除かれた農産物やごみは特定の場所にまとめ、その場所を定期的に清掃・消毒する。⑨施設には、動物、害虫などが入れないようにする。⑩動物、害虫などが入ってしまった場合の駆除の対策を決め、対策の実行は記録する。⑪施設の床はいつも乾燥させておく。⑫農産物を保管する場所は温度と湿度を適切に管理する。⑬収穫・調整に携わる作業には、品質管理手順を周知させ、必要な訓練を行う。⑭農場への外来者にも安全対策を通知し、衛生手順実施の協力を得る。

3) アメリカのサルモネラ感染事件ではトマトの汚染源が特定されていません（7月5日）。流通側のトレーサビリティが担保されていないのかもしれませんが、少なくとも生産者は、農場から出荷先までのトレーサビリティを確実なものにしておきましょう。

農場管理におけるトレーサビリティの要件は、決して複雑なものではありません。要件の一つは、出荷した商品を見て、その農産物を作った生産者が特定できることと、生産者が自分の農場で作られた農産物の出荷先を記録（出荷記録）していることです。もう一つは、出荷記録からその農産物が生産された圃場が特定できること、つまり可能な限り圃場ごとに農産物の出荷先が特定できることです。具体的には、農場で箱詰めを行う場合、その箱には必ず農場名と収穫日を表記しておきましょう。

「新版 GAP 入門」より

『GLOBAL GAPが日本語になる』

○日本版GAP認証制度の意味

日本版 GAP「JGAP」は、2004年に㈱AGICによって作られた GAP 認証制度です。EUREPGAP をモデルに作られましたが、その理由は次の5つです。

- ①食品安全の確認は世界共通であることが望ましく、2004年時点で EUREPGAP 規準が事実上の世界標準であった。
- ②EUREPGAP 認証は公式言語で審査を受けなければならないが、2004年当時の公式言語は英語を基本言語として、他にはスペイン語やドイツ語、フランス語であったため、英語で審査を受けざるを得なかった。
- ③2004年時点では、EUREPGAP 審査資格を持つ審査官が所属する認証会社が日本に無かったため、海外から審査官をよばなければならなかった。
- ④外国の審査官は、通訳を介した農場審査のため、聞き取り審査で十分なコミュニケーションができなかった。また、審査官が日本の農業（法制度や社会・文化など全般）をよく理解していなかったため、GAP 規準の解釈に食い違いが出た。
- ⑤海外の審査官であるため、審査費用に加えて審査官の渡航費や通訳経費など、認証検査の費用が多額になった。

そのために JGAP 規準では、次の条件を満たすことを目標にしました。

- 1) EUREPGAP（現在の GLOBALGAP）規準との同等性認証を取得する。
- 2) 「一般規則」と「管理点と適合基準」が日本語で書かれ、農場審査が日本語で行われる。

- 3) 日本の認定機関 (JAB) の認定を受けた日本の認証会社を認証機関とする。
- 4) 日本と世界の農業を良く理解した日本人の審査官を養成する。
- 5) 認証に要する経費を少なくし、生産者の経済負担を減らす。

○JGAP 規準の問題点

①JGAP 規準の要件のうち上記 1) に関して、現在の JGAP 青果物第二版は GLOBALGAP との完全な同等性ではなく、「管理点と適合基準」のみの修正版同等性認証 (AMC: Approved Modified Checklist) である。上記 2) に関して、したがって審査は JGAP の「管理点と適合基準」および GLOBALGAP の「一般規則」で行われる。

②GLOBALGAP は 2007 年に第三版に移行し、第二版の認証発行が 2008 年 3 月で終了したため、現在の JGAP 青果物版では同等性認証を発行できなくなっています。

③上記 3) に関して、現在の JGAP 規準が認定機関 (AB) との契約がないことから、GLOBALGAP との同等性がなければ国際的な信頼性を確保できないこととなります。

○GLOBALGAP が日本語で直接取得できるようになる。

JGAP 誕生から 5 年目を迎えた現在、日本版の GAP 規準を作らなければならなかった①～⑤の理由がなくなり、問題が一気に解決する兆しが見えてきました。

GLOBALGAP 国際事務局では、GAP 認証が世界中に拡大するのに併せて、ヨーロッパ各国の言語はもちろん、アフリカやアジアの言語も公式言語として取り扱い始めています。2008 年 6 月時点で、アジアの言語としてはタイ語と中国語が GLOBALGAP 規準 (「一般規則」「管理点と適合基準」) の公式言語として採用されています。

現在、GLOBALGAP 国際事務局では、GLOBALGAP 第三版の「一般規則」と、青果物、穀物などのコンバインクropp、お茶の三つの「管理点と適合基準」を日本語に翻訳する作業を進めており、間もなくこれらが公式言語として採用される見通しです。

これにより、日本語による GAP 規準で、日本人の審査官による GLOBALGAP 認証の審査を受けることが出来るようになります。今や日本の認証機関にも日本人の GLOBALGAP 審査官が複数誕生しています。これらにより、日本版 GAP 認証制度が抱えていた問題点がもうすぐ解消されることになります。

『6月24日、日本GAP協会のやり直し臨時総会開催される』

5月30日に行われた「日本GAP協会第2回通常総会」では、「総会の議事内容を事前に会員に伝えておらず、定款違反である」ことが出席者から指摘され、再三動議が出され採決をした結果、出席者25名中14名の賛成で動議が可決された。このため、改めて事前に会員に総会の議事内容を伝えて、再度総会を開催することになった。

やり直し総会「第三期第1回臨時総会」が、6月24日に異例の厳戒態勢の中で再度開催された。総会出席者は、会員総数242名中、会場出席者が42名、委任状が181名であり、次期の理事候補者が、総会に出席できない生産者会員から既に多数の委任状をとっており、議題は大差で全て可決された。

議題の内容は、第1号議案で理事数を25名に増やすとともに、「理事の過半数は農業生産を

行う個人、法人、生産者団体」を定めた定款第14条を、「理事の3分の1以上は農業生産を行う個人、法人、生産者団体」と生産者理事数を減らし、「農産物の買い手理事を生産者理事と同数とし」、さらに消費者や学識経験者などの中立の人を加えるというものである。第2号議案は、これを受けて増員された新執行体制の役員を決めるものであり、生産者理事8名、買い手理事を6名（総会終了後、生産者理事と同数にするため、改めて臨時総会で2名を追加予定）、GAPの指導・普及等を担う第3者の中立理事を5名の承認の件である。第3号議案は会費の変更の件、第4号議案は「組織名の変更」（例えば「GAP標準化会議」など）に関する件、第5号議案は、理事数が現在の5名から25名までと多くなるので、事前に議題を整理する等意思決定を迅速にするために「常任理事会を設置」する件であり、第6号議案は「理事の責任・義務・解任の具体化」の件である。

第2号議案については、当初予定の全国農業協同組合中央会が理事候補を辞退したことについて説明があり、生産者理事が1名少ない代案が配布された。

生産者から「生産者理事の比率が少なくなるが、農業現場の声をどのように汲み上げるのか、その仕組みを聞きたい。また、リスク管理が強くなり、コストがかかるようになる傾向であるが、これをどのように考えているか」という質問に対し、協会執行部からは「協会を生産者だけのものにしてはいけない。協会は生産者だけの主義主張を聞く場ではない。理事会で生産者理事に主張してもらえば良い」との突き放すような回答があった。中立の理事にも買い手と見られる理事が半数を占め、買い手の自由になる体制になり、残念ながらはや生産者の自主的な取組みを支援する組織ではなくなったようである。今後、生産者としては、「日本GAP協会」にどのようなことを期待していけば良いのであろうか。《食讃人》

【編集後記】誌面を少しずつ充実させ、皆様のお役に立つニュースにしていきたいと思ひます。農業現場の様々な問題を直接汲み上げて解決するツールとして、皆様のGAPのレベルアップに貢献するお手伝ができればと考えています。近い将来、GAP普及センター「ユーザーの会」とともに、安全性と併せて、美味しさや栄養価・機能性などの農産物の品質全体の文字通りの「品質管理システム（QMS）」の構築を目指したいと考えています。宜しくお願いします。

【GAPの理念】 GAPは農業生産者が自主的に取り組むものであり、審査・認証制度によって得られた信頼性を通して広く国内・国際社会に認知され、広く信頼される規準として機能させるべきものである。GAPは、農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農産物生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身を守るものである。

新版『GAP入門』 食品安全と持続的農業生産のために 好評発売中 定価 1995円

投稿を歓迎します。皆様の疑問に応えます。 隔月発行（1,3,5,7,9,11月年6回）

発行・申込先：GAP普及センター 〒305-0035 茨城県つくば市松代4-9-26-203

Email：info@gapcenter.jp ☎：029-856-1201 FAX：029-856-0024

「ユーザーの会」会員募集

年会費 個人会員：1万円／団体会員：2万円 ……「GAP普及ニュース」購読＋GAP相談

購読会員：3千円 ……「GAP普及ニュース」購読のみ

GAP普及センター「ユーザーの会」のご案内

GAP普及センター

GAP普及センターは、GAPに取り組む生産者（個人・グループ）への継続的なサポートを実現するために、「ユーザーの会」を開設致しました。会員には、「GAP相談サービス」、「GAP普及セミナー」、「GAP普及ニュース」などのサービスを提供致します。

「GAP相談サービス」

1. GAP普及センターは、コンサルティングを受けられた方、これから受けた方などが「生産現場のGAP実施を確実なものにしていく」ため、「レベルアップ」のために活用していただく会員のための相談窓口を設け、「GAP相談サービス」を開始致しました。
2. 「GAP相談サービス」では、GAP規準の実施に関する課題のほか、農産物の安全性・美味しさ・栄養価などの品質管理や、作業安全・農業労働、GLOBALGAP・JGAPの認証審査などの課題についてご相談に応じます。
3. 相談はメールかFAXで受け付け、相談窓口からメールかFAXで回答の報告書をお送りします。なお、1報告書につき事務整理費として2,000円をお支払いいただきます。

「GAP普及セミナー」

1. 会員が抱える農業現場の様々な問題を直接汲み上げ、問題解決のための糸口を見出すGAP実践者のレベルアップのためのセミナーです。
2. 多くのGAP関係者が参加する「GAPシンポジウム」を開催します。主なテーマは、①食品安全のための農場管理、②持続型農業の推進、③IPMの実際、④品質向上のための農場管理、⑤農業経営と労務管理、⑥産地として取り組むGAP、⑦GAPと農業知財、⑧適正農業規範と日本農業の改革などです。
3. 会員にはセミナー・シンポジウム参加費を割引致します。

「GAP普及ニュース」

1. 「GAP普及ニュース」を隔月で発行し、会員に直接メールで配信致します。（希望者には送料実費負担でFAXまたは宅配メール便で配信します）
2. めまぐるしく変化する世界と日本のGAPの動きを迅速に客観的にお知らせします。また、会員の投稿を歓迎して誌面での会員相互のGAP情報の共有に役立てます。
3. GAP関連の出版物などをご案内致します。

「会員・会費と入会」

1. 会員は、①個人会員（個別農場）、②団体会員（生産組合等）、③購読会員（GAP普及ニュースの配信のみ）で、年会費はそれぞれ①10,000円、②20,000円、③3,000円です。
2. **入会申込み**：必要事項を記載の上、メールまたはFAXでお申し込みいただき、指定口座に年会費をお振込み下さい。

件名：「ユーザーの会」入会申込み

必要事項：①氏名・団体名 ②住所 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤メールアドレス
⑥担当者名 ⑦会員の種類（個人／団体／購読）※団体の場合は構成農場数も

問合せ先 (株)AGIC (エイジック)・GAP普及センター (☎029-856-1201/0236)

申込み先 メール：info@gapcenter.jp FAX：029-856-0024

〒305-0034 茨城県つくば市松代 4-9-26-203

<http://gapcenter.jp/>